平成２４年（フ）第１２０８０号
神奈川県横浜市鶴見区生麦５丁目15―16―206
債務者　住本　広之
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０８２号
神奈川県川崎市川崎区貝塚２丁目１―10―410　メインステージ川崎Ⅲ
債務者　杉田　伸也
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０８８号
東京都杉並区高井戸東２丁目13―６―216
債務者　松嶋　正人
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１０２号
東京都大田区北千束３丁目34―12―303
債務者　松森　眞美
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１０５号
東京都江東区亀戸９丁目19―20―810
債務者　池田　晴志
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１０７号
東京都杉並区上荻２丁目21―13―301
債務者　中川久美子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１０８号
千葉県富里市七栄646―587　サンハイツ１―A、住民票上の住所千葉県成田市郷部197―２　株式会社天地堂塗装店内
債務者　小枝　貴之
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０６３号
神奈川県綾瀬市深谷中７丁目15番２号　見上荘201
債務者　水野　　亨
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１００５号
東京都町田市本町田3549番地３藤の台団地２―28―403
債務者　舟久保絹子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１８９号
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺1608番地５
債務者　當眞亜莉沙
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１９６号
沖縄県宜野湾市大山４丁目12番５―203号　末吉アパート
債務者　古我知富士子（旧姓新垣）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第５０１号
静岡市清水区三保1062番地の３
債務者　北川　幸一
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１９９９号
神奈川県川崎市多摩区菅５丁目10―51―202
債務者　稲吉　幸男
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０１２号
東京都江戸川区南篠崎町３丁目25―10―301
債務者　山上　圭子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０５６号
東京都葛飾区堀切４丁目19―８―505
債務者　原　　逸男
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０９４号
東京都足立区竹の塚６丁目５―３―210
債務者　秋山　幸一
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部